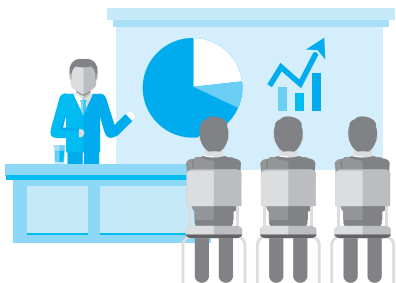


## 会議報告



# 国際会計基準審議会 (IASB) 会議概要 (2015年12月)

IASBでは2015年12月度(12月15日~16日)、次のトピックが議論されている。

プロジェクト/今回の議論の概要	今回の会議での討議・決定事項
<p>① <b>IFRS第10号「連結財務諸表」及びIAS第28号「関連会社及び共同支配企業に対する投資」の修正に係る発効日</b> IFRS第10号「連結財務諸表」及びIAS第28号「関連会社及び共同支配企業に対する投資」に係る狭い範囲の修正に関して、発効日の延期について議論が行われた。</p>	<p>発効日の延期の議論に関して、必要なデュー・プロセスがとられていることが確認された。 「IFRS第10号及びIAS第28号の修正の発効日」が2015年12月に公表される予定である<sup>1</sup>。</p>
<p>② <b>開示に関する取組み</b> 基準レベルでの開示の見直しに関するプロジェクト、及びIAS第7号「キャッシュ・フロー計算書」の修正案等について議論が行われた。</p>	<p>IAS第7号「キャッシュ・フロー計算書」の修正案に関して、開示目的を達成するために開示する情報と、企業による選択開示情報を明確に区分することが暫定決定された。</p>
<p>③ <b>IFRS適用上の論点</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ IFRS第2号「株式に基づく報酬」の狭い範囲の修正に係るデュー・プロセスについて議論が行われた。</li> <li>➢ 公開草案「負債の分類 (IAS第1号の修正案)」に対するフィードバックを受けて検討が行われた。</li> <li>➢ 純投資の一部を実質的に構成する関連会社及び共同支配企業に対する持分の測定に関する、IFRS解釈指針委員会におけるコメントについて議論が行われた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ IFRS第2号「株式に基づく報酬」の狭い範囲の修正に関して、必要なデュー・プロセスがとられていることが確認された。また、修正の発効日は2018年1月1日とし、早期適用を認めることが暫定決定された。IFRS第2号「株式に基づく報酬」の狭い範囲の修正は、2016年第1四半期に公表される予定である。</li> <li>➢ 公開草案「負債の分類 (IAS第1号の修正案)」に関して、決定事項なし。</li> <li>➢ 純投資の一部を実質的に構成する関連会社及び共同支配企業に対する持分の測定に関して、決定事項なし。</li> </ul>
<p>④ <b>IFRS第3号「企業結合」—事業の定義</b> 事業の定義及び関連する適用指針の明確化を図るIFRS第3号「企業結合」の修正案に対する、IFRS解釈指針委員会におけるコメントについて議論が行われた。 また、IFRS第3号「企業結合」及びIFRS第11号「共同支配の取決め」の修正案に関する検討も合わせて行われた。</p>	<p>IFRS第3号「企業結合」の修正案に関して、設例の明確化及び追加等が暫定決定された。また、公開草案に関して、コメント期間を120日とすることが暫定決定され、必要なデュー・プロセスがとられていることも確認された。IFRS第3号「企業結合」の修正に係る公開草案は、2016年第2四半期に公表される予定である。 IFRS第3号「企業結合」及びIFRS第11号「共同支配の取決め」の修正案に関して、修正案は発効日以後に発生する取引に適用することとし、早期適用を認めることが暫定決定された。また、コメント期間を120日とすることが暫定決定され、必要なデュー・プロセスがとられていることも確認された。</p>

<p>⑤ <b>リサーチ・プログラム</b> リサーチ・プログラムに係る最近の状況に関して、共有が行われた。</p>	<p>決定事項なし。</p>
<p>⑥ <b>顧客との契約から生じる収益</b> 公開草案「IFRS第15号の明確化」に対するフィードバックを受けて検討が行われた。</p>	<p>詳細はI(45頁)参照</p>
<p>⑦ <b>割引率に関するリサーチ</b> 割引率に関するリサーチ・プロジェクトに関して議論が行われた。</p>	<p>決定事項なし。</p>

IASB会議概要に関して、暫定合意が行われたトピックを中心に、次の項目に分けて記載する。

「背景」、「今回の議論のテーマ」、「主な暫定決定事項」、「今後の予定」

IASB会議概要では、それぞれのトピックにおいて、どのような問題意識をもとに議論がスタートし、議論が進んでいるかについて、その概要を記載することを目的とする。高品質な会計基準開発のため、IASBにおいて議論は限りなく行われており、議論の本質を見失わないため、上記のような構成としている。

このIASB会議概要は、このような趣旨で記載しているため、今回のIASB会議のより詳細な内容については、IASBが公表した「IASB Update<sup>2</sup>」及び企業会計基準委員会スタッフによる「IASB Update」の和訳<sup>3</sup>を参照いただきたい。

なお、文中の意見にわたる部分は筆者の私見であることをあらかじめお断りしておく。

## I 顧客との契約から生じる収益

### 背景

2014年5月、IASBは、米国財務会計基準審議会(FASB)と行った共同プロジェクトの成果として、収益に関する基準書IFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」を公表している。このIFRS第15号は、収益に関する包括的な単一の会計基準を開発することにより、財務諸表作成者による会計基準の適用を容易にするとともに、企業間の比較可能性を向上させ、財務諸表利用者にとってより有用な情報を開示することを目的として開発されたものである。

また、この新基準に関して、IASBとFASBは2014年6月、収益認識に関する共同の移行リソース・グループ(Transition Resource Group for Revenue

Recognition、以下「TRG」という。)の創設を発表し、定期的に会合が開催されている。

TRGは、企業が新基準を適用する際に発生すると想定される潜在的な論点について議論することを目的としており、作成者、監査人、利用者等により構成されている。TRG自体が解釈指針等を開発することではなく、TRGにおける議論の内容が定期的にIASBとFASBに報告される仕組みとなっている。さらにTRGは、新基準の適用に関して、利害関係者に学習の機会を提供することも、その設立趣旨とされている。

### 今回の議論のテーマ

上記のように、TRGでは新基準が適用された場合の円滑な運用を目的として、潜在的な問題点について議論が行われている。今回は、TRGで議論され、「IFRS第15号の明確化」として公表された公開草案に対するフィードバックを受けて検討が行われた。



### 主な暫定決定事項

- 履行義務の識別に関して、IFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」を修正し、財(又はサービス)を移転する複数の約束が、どのような場合に区別して識別することが可能か否かを明確化することを暫定決定した。
- 移行時の実務上の便法に関して、公開草案における提案どおり修正することを確認した。また、修正遡及移行方式を使用する際に生じる可能性のある論点に関して、明確化することを暫定決定した。
- 本人か代理人かに係る検討に関して、IFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」における原則を確認した。す

なわち、特定された財（又はサービス）が顧客に移転される前に、企業が当該財（又はサービス）を支配している場合には、企業は「本人」である。これに対して、特定された財（又はサービス）が顧客に移転される前に、企業が当該財（又はサービス）を支配していない場合には、企業は「代理人」である。

➤ 本人か代理人かに係る検討に関して、以下のことを明確化する提案を確認した。

- ◇ 企業は、自らが本人か代理人かに係る検討を、顧客に約束した財（又はサービス）ごとに行う。
- ◇ 支配の指標は、支配の評価を有効に行うために利用されるものであり、支配の評価を覆したり置き換えたりするものではない。
- ◇ 指標を再構成して、どのような場合に企業が代理人となるかではなく、どのような場合に企業が本人となるかを示す。
- ◇ 各指標が支配の原則にどのように関連するかを示す。
- ◇ 1つ又は複数の指標は、ある契約に関して支配の評

価に高い関連性がある場合もあれば、別の契約にとって関連性が低い場合もある旨を示す。

- 企業が財（又はサービス）を顧客に移転する前に、当該財（又はサービス）を支配しているかどうかに関する指標としての信用リスクへのエクスポージャーを削除することを暫定決定した。

### 今後の予定

IFRS第15号の明確化の経過措置と発効日を検討するとともに、IASBがこれまでに行ったデュー・プロセスを確認する予定である。

（機関誌編集委員会編集員 松尾洋孝）

- 
- 1 2015年12月17日に発効日の延期が発表された。
  - 2 <http://www.ifrs.org/Updates/IASB-Updates/Pages/IASB-Updates.aspx>
  - 3 [https://www.asb.or.jp/asb/asb\\_j/iasb/update/2015.shtml](https://www.asb.or.jp/asb/asb_j/iasb/update/2015.shtml)